

船舶事故調査報告書

平成25年8月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成24年9月19日（水） 13時30分ごろ
発生場所	兵庫県明石市松江南方沖 明石市所在の林崎港5号防波堤灯台から真方位265° 1,700m付近 (概位 北緯34° 38.6′ 東経134° 56.9′)
事故調査の経過	平成24年10月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（船体重量62kg） なし、個人所有 3.19m×1.40m×0.44m、FRP ガソリン機関、1.47kW、不詳
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 39歳 操縦免許 なし
死傷者等	なし
損傷	船外機濡損等
事故の経過	<p>本船は、船舶所有者である操縦者及び同乗者1人が乗船し、明石市藤江南方沖を南進中、操縦者が、船尾座席に座り、魚群探知機で魚影を探していたところ、海中にロープのようなものが見えたので危険と思い、船外機を上げて前進惰力でロープを通過後、再び船外機を下ろして航行していたが、再び海中にロープを発見し、船外機を上げて前進惰力でロープを通過した。</p> <p>操縦者は、海中のロープを避けながら南進中、本船が、南東方に向かう潮流に圧流され、明石海峡に近づいたので危ないと思い、松江の陸岸に向けて北北東進中、左舷船尾方から航走波を受け、船内（3分割の先端部分）に海水が流入した。</p> <p>本船は、平成24年9月19日13時30分ごろ、傾斜して更に海水が入り、船首方から海中に沈むようにして転覆し、操縦者及び同乗者は海に投げ出された。</p> <p>操縦者及び同乗者は、転覆した本船につかまって南東方向に漂流しながら、救助を求めているところ、14時00分ごろ付近を航行中の</p>

	船舶に救助された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 南東流約1ノット
その他の事項	<p>本船は、3分割組立て式であり、船尾に船外機を備えた3人乗りのミニボートで本事故時の乾舷が約30cmあった。</p> <p>操縦者は、平成24年6月にミニボートを購入し、本事故が3回目の航行であり、いずれも松江沖で航行していた。</p> <p>藤江南方沖には、本事故当時、のり養殖施設が設けられていたが、操縦者が、本事故以前に航行したときは、のり養殖施設が設置されていなかったため、同施設の存在を知らなかった。</p> <p>同乗者は、前部座席に前方を向いて腰を掛け、操縦者が魚群探知機で魚影を探索中、海中に投入した同探知機のセンサーを保持していた。</p> <p>乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。また、転覆時、操縦者は、携帯電話を入れていたカバンが流出し、同乗者は、ズボンのポケットに入れていたが、携帯電話が濡れて使用できなかった。</p>
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、松江南方沖を陸岸に向けて北北東進中、左舷船尾方からの航走波を受けて船内に海水が流入したことから、傾斜して更に海水が流入し、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、松江南方沖を陸岸に向けて北北東進中、左舷船尾方からの航走波を受けて船内に海水が流入したため、傾斜して更に海水が流入し、転覆したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の連絡のため、防水措置を施した携帯電話を所持することが望ましい。 ・ 航走波を乗り越える場合は、船尾側や舷側から波を受けることのないよう、船首を波が来る方向に向けること。